

第 2 期

琴浦町障害福祉計画

平成21年3月

鳥取県琴浦町

Ⅰ 総論

1 計画の趣旨

この計画は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号以下「法」という。）第88条第1項の規定に基づき、法87条第1項の規定に基づく基本指針に即して、琴浦町障害者計画に掲げる「生活支援」の事項中、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定めるものです。

2 計画の基本理念

障害のある人の自立と社会参加への意欲の高まり、生活・就労基盤の充実等により、地域において生活したいという障害のある人が増えており、加えて、施設的生活から地域への移行の進展により、それに対応できる在宅福祉サービスの充実並びに住まい及び働く場の確保が急務となっています。

また、障害の重度化若しくは重複化又は障害のある人の増加若しくは高齢化が進行する中、この状況に対応できる各種施策等、障害のある人が安心して地域で生活できる施策の充実が必要となっています。

さらに、学校卒業後、障害のある人が社会的に自立し、安定した生活を確立するためには、経済的な基盤となる職業に就くことが重要であり、労働・教育・福祉等の関係機関の連携強化等により、一層の雇用・就業の促進を図る必要があります。

このため、障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念、及び障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員としてお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指す琴浦町障害者計画の目標を踏まえ、次の基本理念に基づいて障害福祉計画を定めます。

(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の特性、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

(2) 地域における生活支援体制の整備

障害のある人自身が自分の生活のあり方を選択し、自ら決定できる社会とするためには、地域でそれを支える福祉サービス等の体制が必要です。このため、利用者本位の考え方に立って、障害のある人の多様なニーズに対応し、豊かな地域生活を可能とする支援体制の整備を進めます。

(3) 就業支援の推進

雇用・就業は、基本的には国が主体となって支援を行う分野ですが、障害のある人の社会参加と自己実現の経済的な側面を支える重要な柱です。町としても、県等関係機関に働きかけながら、障害のある人が能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるようにするため、障害のある人の職業生活全般にわたり労働・福祉・教育等の関係機関が連携し、その特性を踏まえた条件整備を行うことで、雇用・就業の場の拡大を図ります。

3 計画の目的及び特徴

この計画は、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

また、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向けて第一期計画(平成18年度から平成20年度)の実績を踏まえ、数値目標を設定します。

ただし、この計画は制度施行後2年が経過しているものの、サービス利用者や事業者の動向が流動的な中で策定しており、数値目標及びサービスの見込み量については予想的な部分が大きくなっています。今後も引き続き情報収集に努めることとし、平成23年度策定予定の第三期計画において、より実態に即した数値目標、サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策を計画することとします。

4 計画期間及び見直しの時期

琴浦町障害福祉計画は、3年を1期として策定する計画です。この計画は第一期計画(平成18年度から平成20年度)を踏まえ、平成23年度までに達成すべき事項の数値目標を定め、その目標を達成するために必要な障害福祉サービス量の確保等について、平成21年4月から平成24年3月までの期間を第二期として策定します。

なお、法附則第3条により、第二期障害福祉計画期間中に法の見直し等が行われ、それに伴い策定された第二期障害福祉計画の内容の見直し等が必要になった場合は、その方法等について別に定めます。この計画は平成24年度からの第三期計画を定めるため、平成23年度に見直しを行います。

5 計画の達成状況の点検及び評価

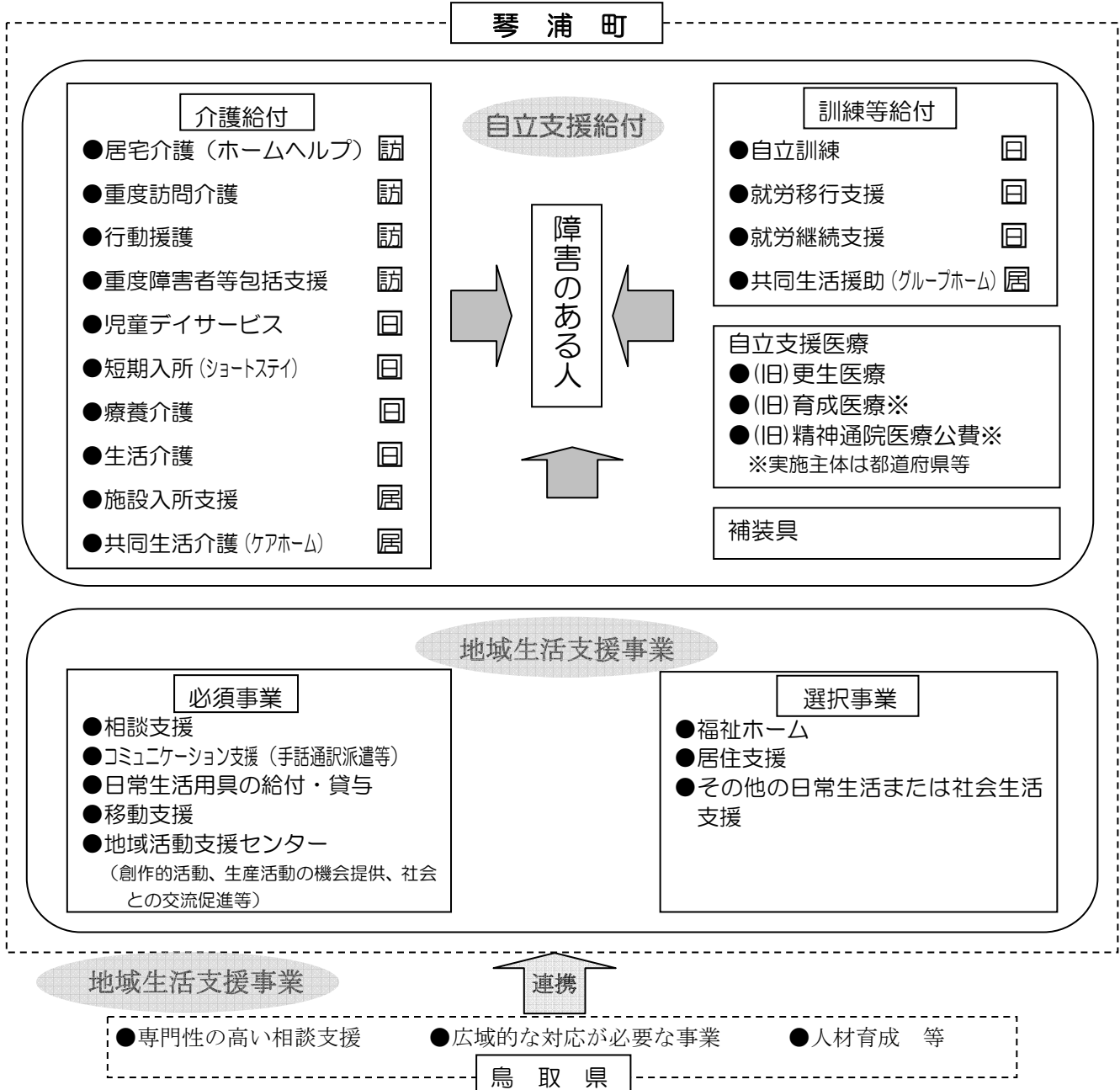
各年度におけるそれぞれの事業実績等を踏まえながら、目標達成ができるよう、また見込み量が確保できるよう、関係機関との連携を図りながら琴浦町障害者地域自立支援協議会等を活用して計画の点検及び評価を行い、次期計画へ反映させることとします。

6 障害福祉サービスの体系

(1) 自立支援システムの全体像

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての『自立支援給付』と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと、市町村の創意工夫により、地域の実情に応じて実施される『地域生活支援事業』で構成されています。

【自立支援システムの全体像】



訪：訪問系サービス 回：日中活動系サービス 居：居住系サービス

(2) 自立支援給付

自立支援給付は大きく①介護給付 ②訓練等給付 ③自立支援医療 ④補装具の4つに分かれます。サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者が定率1割負担となっています。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。また、所得が低い場合は負担がさらに軽減されます。

介護給付と訓練等給付

障害者自立支援法施行前に、障害種別ごとに複雑に組み合わされていた施設・事業体系は「介護給付」にあたるホームヘルプ（居宅介護）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、ショートステイ（短期入所）、療養介護、生活介護、施設入所支援、ケアホーム（共同生活介護）と「訓練等給付」に当たる自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム（共同生活援助）の2種類の体系に再編されました。

自立支援医療

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が、自立支援医療に変わりました。基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々（高額治療継続者いわゆる「重度かつ継続」）にも、ひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

補 装 具

障害者自立支援法施行前の補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、自立支援給付に位置づけられた個別給付である補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されました。

補装具は、現物給付から金銭給付となるとともに利用者が1割を負担することとなりました。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

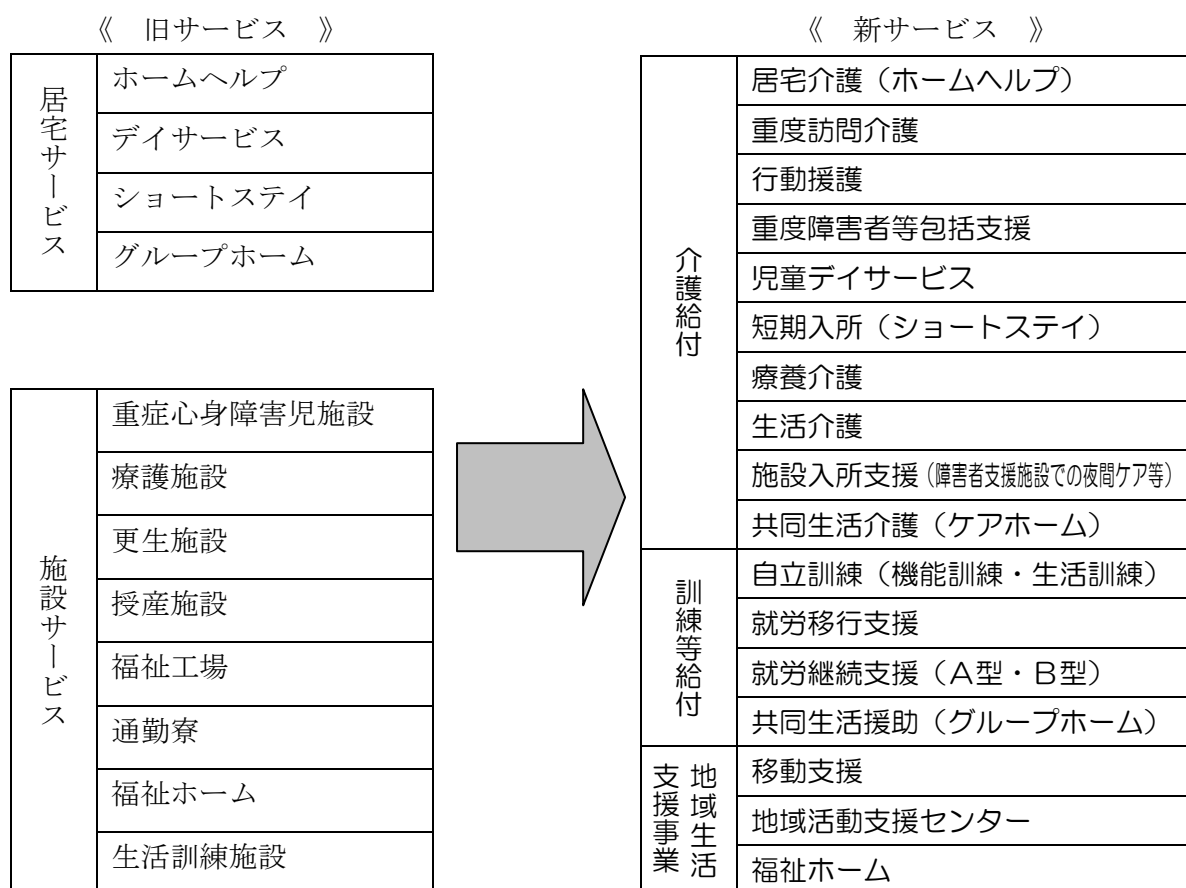
(3) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第77条において市町村が実施主体となる法定化された事業です。また、「地域生活支援事業」は、地域での生活を支える様々な事業を地域の実情に応じて都道府県と連携しながら実施します。

「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」は必須事業です。また、地域の実情に応じてその他の任意事業を実施します。

【障害福祉サービスの体系】

サービスは個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

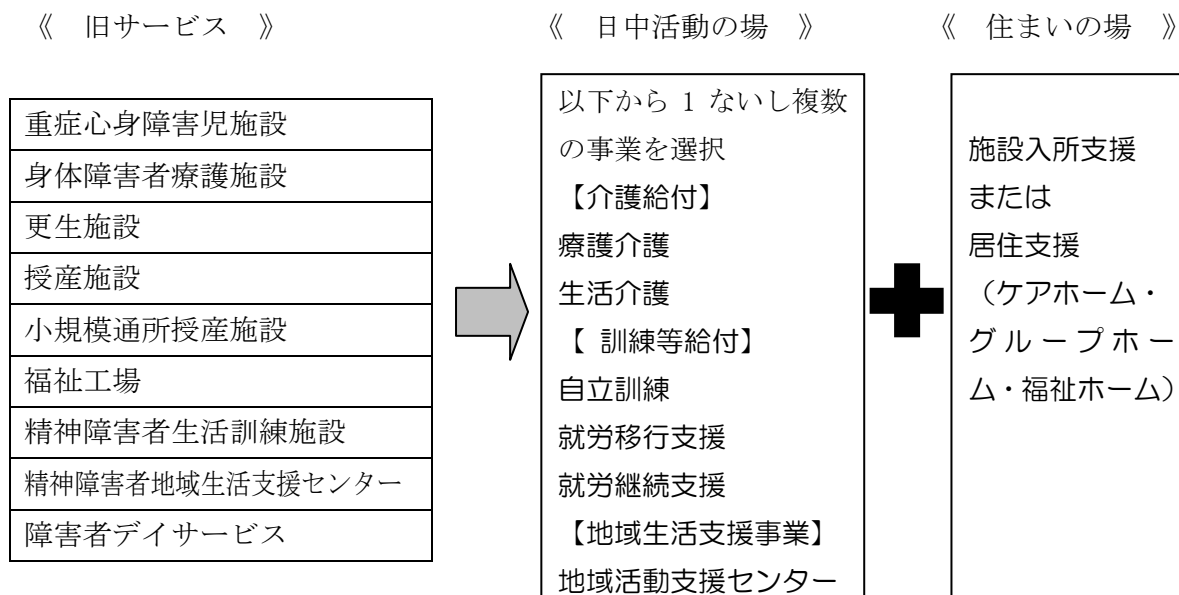


◇「施設サービス」は、平成 23 年度末までに新サービスへ移行することとされています。

【施設・事業体系の見直し】

○日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。



※ 「旧サービス」とは障害者自立支援法施行前のサービスを、「新サービス」とは障害者自立支援法施行後のサービスを表します。(以下同じ)

II 各論

1 平成23年度の数値目標の設定

(1) 平成23年度の数値目標の設定

内 容	現状値	目標値（平成23年度）
施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数 50人 （平成17年度）	施設入所者数 43人
入院中の精神障害のある人の地域生活への移行	退院可能な精神障害者数 6人 （平成14年度、患者調査より推計）	減少目標数 5人
福祉施設から一般就労への移行	実績 0人 （平成17年度）	一般就労への移行 2人

(2) 数値目標設定の考え方

①施設入所者の地域生活への移行の促進

国の基本指針では、平成23年度末までに平成17年10月末現在施設入所者の1割以上が地域生活に移行することを目指すとされています。併せて平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本とし、目標値を設定することとされています。

琴浦町において、平成17年10月末現在の施設入所者数は50人となっています。町では国の指針及び鳥取県障害福祉計画との整合性を図るため、平成23年度末までに現在の施設入所者数の16.6%（8人）が地域生活に移行するとともに、平成23年度末の施設入所者数を現在の入所者数から13.6%（7人）削減することを基本として目標値を設定します。

したがって、8人が地域移行できることにより、平成23年度末時点での施設入所者数が新たな入所者数を含めて43人となることを目指します。

②入院中の精神障害のある人の地域生活への移行の促進

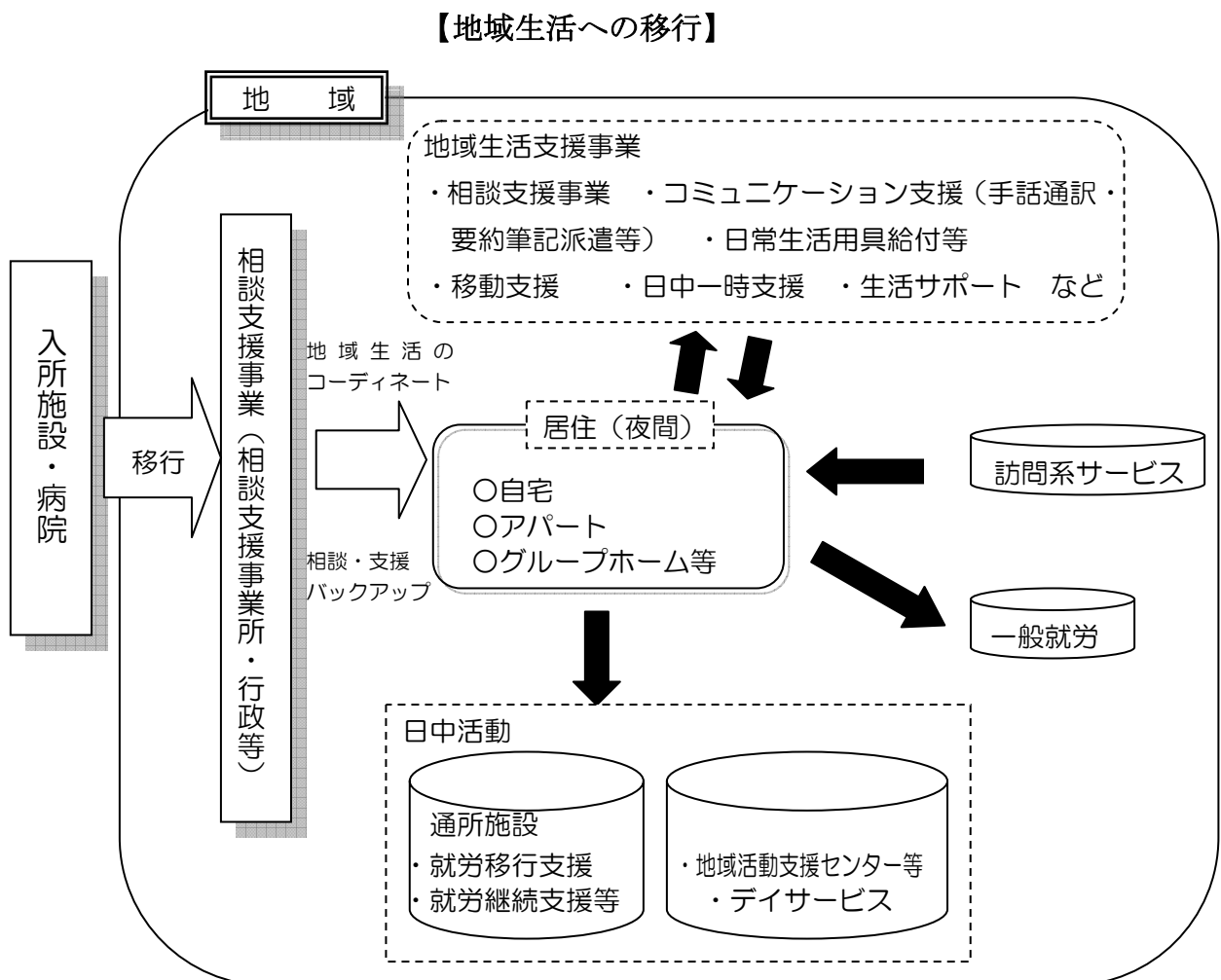
国の基本指針では、平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人が退院することを目指すとされています。この対象者は、平成14年度に実施された患者調査の結果により推計されており、琴浦町においては6人とされています。

したがって、第一期計画を踏襲し、琴浦町においても平成24年度末までにこの6人が退院することを目指し、その前年である平成23年度末までには5人の退院を目指します。

③福祉施設から一般就労への移行の促進

国の基本指針では、平成23年度中に一般就労に移行する人数を現時点の移行実績の4倍以上を目指すこととされています。

琴浦町では、平成20年9月現在での福祉施設から一般就労への移行実績は0人となっています。中部圏域に障害者就業・生活支援センターが平成18年度に、就労移行支援事業所1ヶ所が平成20年度に設置されたことを考慮し、平成23年度中に2人以上の移行を目指します。



2 障害福祉サービスの見込み量と見込み量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

障害の状態やニーズに応じて、障害のある人の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。 ・ 現在のホームヘルプサービスの身体介護と家事援助サービスが移行します。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の肢体不自由で常時介護を必要とする障害のある人が対象となります。 ・ 自宅での入浴、排泄、食事の介護などから外出の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常に介護を必要とする重度の障害のある人が対象となります。 ・ 危険を回避するために、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を必要とする障害のある人で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。 ・ 居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【サービスの見込み量】

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	275 時間／月	303 時間／月	333 時間／月
重度訪問介護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			

(注)単位は1ヶ月当たりの延べ利用時間数。(以下、単価が時間/月となっているものは同じ。)

※平成18年度から平成20年度9月現在の利用時間の実績をベースに、過去の利用の伸びを踏まえて将来の利用時間を推計しています。

【見込み量確保のための方策】

- 「居宅介護」は、平成20年6月時点で、町内には3事業者、中部圏域に18事業者があります。内訳は身体障害のある人を対象とする事業者が18、知的障害のある人を対象とする事業者14、障害のある児童を対象とする事業者14、精神障害のある人を対象とする事業所13となっています。（各種障害種別対応兼務含む）なお、精神障害のある人については、精神障害者保健福祉手帳を所持している人だけでなく、自立支援医療対象者も含めたサービス量を見込んでいます。
- 事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

（2） 日中活動系サービス

① 介護サービスの充実

常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービス、障害のある児童が通えるサービス、介護者が病気の場合などの短期入所の場など、日中も安心して生活できる介護サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	<ul style="list-style-type: none">• 常時介護が必要な障害のある人が対象となります。• 事業所において、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や、生産活動や創作活動の機会の提供などのサービスを提供します。
療養介護	<ul style="list-style-type: none">• 病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護が必要な障害のある人が対象となります。• 病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援などを通して身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護、訓練等を実施します。
児童デイサービス	<ul style="list-style-type: none">• 障害のある児童が対象となります。• 日常生活の基本動作の習得や集団生活に適應するための適切な指導や訓練のサービスを提供します。
短期入所	<ul style="list-style-type: none">• 居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人が対象となります。• 入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

【サービスの見込み量】

単位：一月当たり

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護※ 1	299 人日	598 人日	897 人日
療養介護※ 2	1 人	1 人	1 人
児童デイサービス※ 3	15 人日	21 人日	24 人日
短期入所※ 3	18 人日	24 人日	30 人日

(注)単位は1ヶ月当たりの延べ利用日数(人日)です。

- ※ 1 平成 20 年 9 月末現在の実績を基に、旧法施設等の移行計画の数値から今後の本町の利用者数を推計しました。
- ※ 2 県内では、独立行政法人国立病院機構鳥取医療センターで事業実施しています。平成 21 年度以降、旧法施設等からの移行が見込まれていないことから、供給可能量を計画値としました。
- ※ 3 平成 18 年度から平成 20 年 9 月現在のサービス利用者数の実績をベースに、過去の利用の伸びを勘案し、将来の利用想定人数を推計しました。

【見込み量確保のための方策】

- ・ 「生活介護」は、入所施設等からの移行が現在 2ヶ所あり、平成 21 年度以降平成 23 年度までに順次移行される予定ですが、今後とも旧法施設等に対して新体系移行に関する情報提供に努めます。
- ・ 「児童デイサービス」は中部圏域に 3 事業所があり、その拡充を図るとともに、事業者に対して広く情報提供を行うなど多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・ 「短期入所」は、平成 20 年 9 月時点で中部圏域に、身体障害のある人を対象とする事業者が 7、知的障害のある人を対象とする事業者が 6、障害のある児童を対象とする事業者が 5、精神障害のある人を対象とする事業者が 5 あります。利用者数は横ばいから、やや増加傾向にあり、今後の利用増も見込まれることから入所施設の空床利用など、実施事業所の確保に努めます。
- ・ 新サービスの提供に向けて、法定施設の指定障害福祉サービスの事業の実施意向や移行時期等の情報提供に努めます。
- ・ 今後、障害のある人や家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

② 自立訓練の充実

障害のある人が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の場を提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害のある人が対象となります。 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害のある人、精神障害のある人が対象となります。 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

【サービスの見込み量】

単位：一月当たり

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立訓練（機能訓練）※ 1	0 人日	22 人日	22 人日
自立訓練（生活訓練）※ 2	22 人日	44 人日	88 人日

※ 自立訓練は利用期間が限定（原則、1 回限り更新可）されている事業です。
サービスの見込み量は、利用者数×利用率（22 日）で算出しています。

※ 1 平成 20 年 9 月末現在、県内に 1 事業所（東部圏域）のみであり、旧法施設等の移行計画の数値から今後の利用者数を推計しました。

※ 2 平成 20 年 9 月末現在、県内に 3 事業所（東部圏域 1、西部圏域 2）であり、実績を基に旧法施設等の移行計画の数値から今後の利用者数を推計しました。また、本事業は有期のサービスであり、原則 2 年間の利用を想定するとともに、施設から在宅への移行者数を見込み加算しました。

【見込み量確保のための方策】

- 「自立訓練（機能訓練）」へは、身体障害者更生施設、療護施設利用者からの移行が想定されています。
- 「新サービスの提供に向けて、法定施設の指定障害福祉サービスの事業の実施意向や移行時期等の情報提供に努めます。
- 事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。

③就労支援の促進

障害のある人の就労に関する課題として、一般就労の実績が少ないこと、養護学校等の卒業生の多くが福祉施設を利用していること、雇用施策、教育施策、福祉施策との連携が不十分であることなどが考えられます。障害者自立支援法では就労支援の取り組みが強化されています。障害のある人の働く場の確保に向けた取り組みを促進します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障害のある人が対象となります。 定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。
就労継続支援（A型）	<ul style="list-style-type: none"> 一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障害のある人が対象となります。 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。
就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> 企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障害のある人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかつた障害のある人が対象となります。 雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。

【サービスの見込み量】

単位：一月当たり

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援※ 1	22 人日	66 人日	88 人日
就労継続支援（A型）※ 2	44 人日	66 人日	88 人日
就労継続支援（B型）※ 3	550 人日	660 人日	836 人日

※ サービスの見込み量は、利用者数×利用率(22日)で算出しています。

※1 旧法施設等の移行計画の数値から利用者数を推計しました。また、有期のサービスであり、2年間の利用を想定して推計しました。

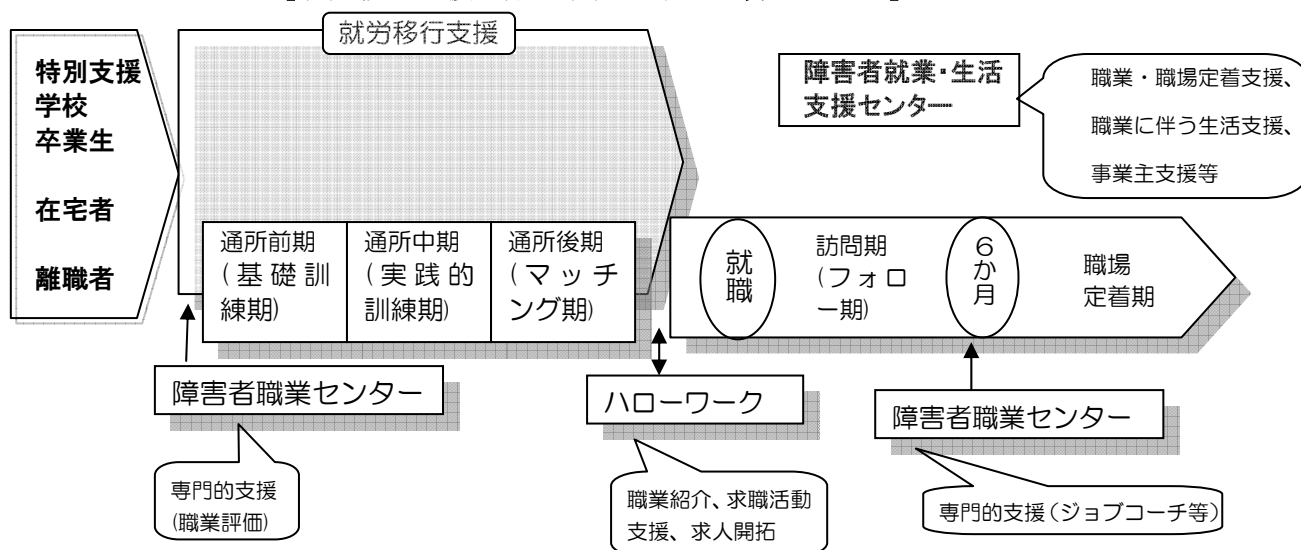
※2 平成21年度以降、旧法施設等からの移行が見込まれていない状況にありますが、施設から在宅への移行者見込みを加算しました。

※3 平成20年9月末現在の実績を基に、旧法施設小規模作業所等の移行計画の数値から今後の利用者数を推計するとともに、施設から在宅への移行者見込みを加算しました。

【見込み量確保のための方策】

- ・ 地域自立支援協議会において構築されたネットワークを活用し、他の施設等との連携のもと、各事業の利用者確保に努めます。
- ・ 旧法施設等から就労移行支援、就労継続A型への移行を積極的に支援し、見込み量の確保に努めます。
- ・ 新サービスの提供に向けて、法定施設の指定障害福祉サービス事業の実施意向や移行時期等の情報提供に努めます。
- ・ 事業者に対して広く情報提供を行う等、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・ 今後は、職場の開拓（企業の受け入れ態勢）、職場での定着支援、地域の方々への障害や障害のある人に対する理解の啓発、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどとの連携、地元企業への受け入れに対する啓発、事業所同士の情報交換の場といった課題について、福祉、労働、教育分野との連携を視野に入れ、就労支援体制を検討します。

【就労移行支援事業と就労施策の連携イメージ】



(3) 居住系サービス

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、地域生活への移行の促進に努めるとともに、夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活介護 (ケアホーム)	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害のある人、精神障害のある人で、地域において自立した日常生活を営む上で食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分 2 以上の場合に対象となります。 家事等の日常生活上の支援、食事、入浴、排泄などの介護、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。
共同生活援助 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> 就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害のある人、精神障害のある人で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な場合に対象となります。 家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて夜間等における入浴、排泄または食事の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

【サービスの見込み量】

単位：一月当たり

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活介護（ケアホーム）	18 人	19 人	21 人
共同生活援助（グループホーム）			
施設入所支援	7 人	20 人	33 人

※ 旧法施設の移行計画の数値から今後の利用者数を推計しました。また、施設から地域生活への移行見込み分を共同生活介護、共同生活援助、日中活動系サービスに加算しました。

【見込み量確保のための方策】

- ケアホーム、グループホームについて、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、住宅入居等支援(居住サポート)事業の利用を促進することにより、入居に必要な調整・相談等の支援を行います。
- 施設入所支援受給者の受給者証更新時期等を活用し、ニーズや実態の把握に努め適切なサービスの提供に努めます。
- 公営住宅への優先入居等、障害のある人の地域での生活の場の確保に努めます。

(4) 相談支援

一人一人に適切なサービス利用計画を作成し、相談支援の充実に努めます。

サービス名	内 容
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> • 障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、共同生活介護、重度障害者等包括支援などの利用者を除く）を利用する人で、単身者であって自ら適切なサービス調整ができない場合など、一定の要件に該当するときに、指定相談支援事業所がサービス利用計画を作成します。

【サービスの見込み量】

単位：一月当たり

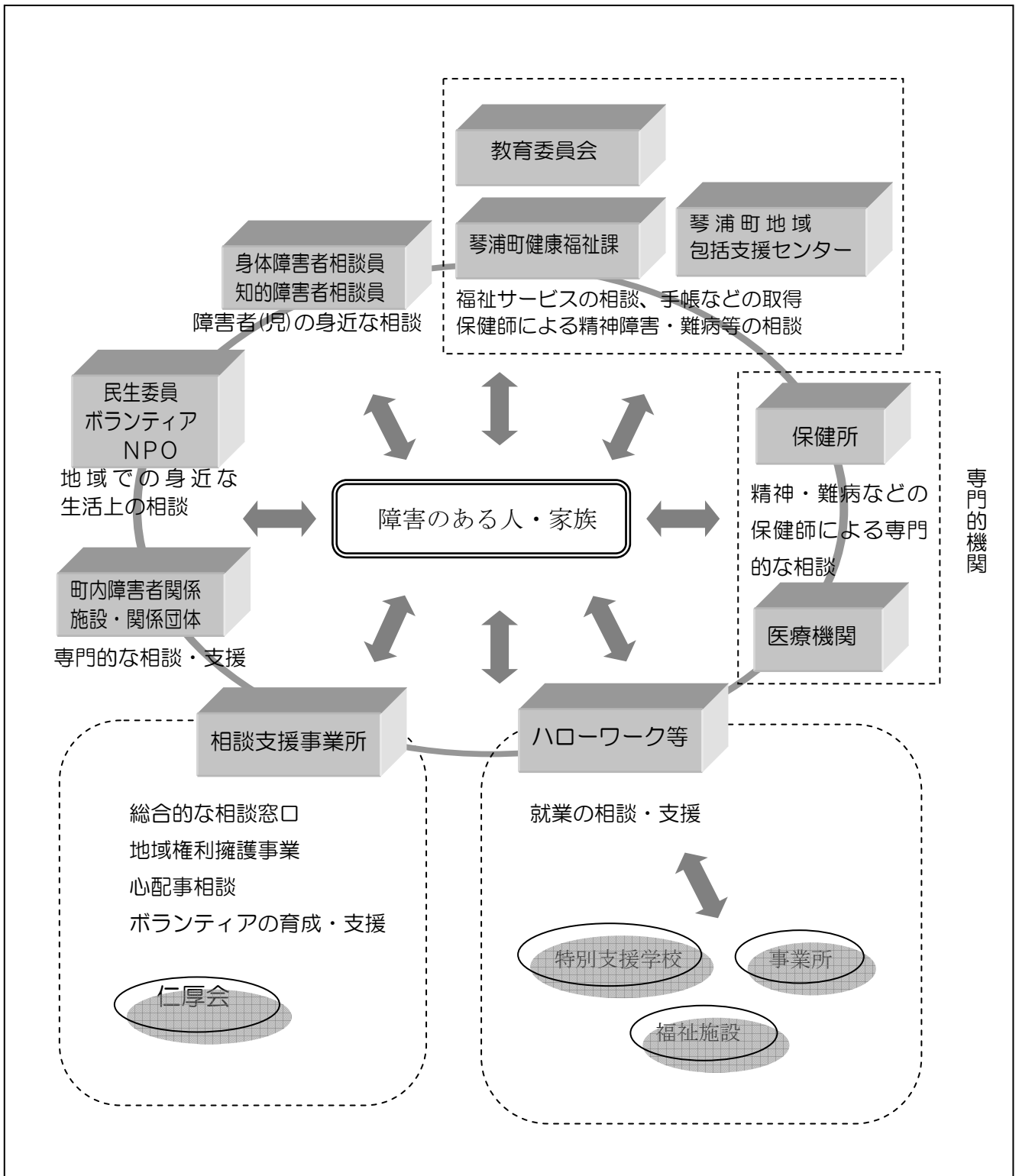
区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援	4 人	5 人	6 人

※ 平成 20 年 9 月末現在の実績を基に、必要量を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

- サービス利用計画作成の必要な方の把握に努めるとともに、地域自立支援協議会を活用し、各相談支援事業所の連携強化、困難事例の検討に努めます。
- 地域自立支援協議会を基盤としたネットワークを活用し、障害福祉サービスをどのように組み合わせるかなど、地域生活のコーディネートを行います。
- サービス利用計画作成について周知を図るとともに、入所施設や病院等との連携により、早期からの相談につなげるような体制を整備します。

【地域における自立支援ネットワーク イメージ】



3 地域生活支援事業

【実施する事業の内容および実施に関する考え方】

(1) 相談支援

① 障害者相談支援事業

障害のある人、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供および助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として琴浦町障害者地域自立支援協議会を設置しています。また、近年の障害のある人に対する虐待防止への社会的な要請とともに、人権擁護の観点から早急にシステム整備に取り組むことが求められています。このため、地域自立支援協議会等を活用し、虐待防止ネットワークの構築を図るなど障害のある人に対する虐待防止に向けた取り組みを推進します。

③ 相談支援機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を持った専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

④ 住宅入居等支援(居住サポート)事業

賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整・相談等の支援を行います。

⑤ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が適当と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、必要に応じて、またその人の資力に応じて成年後見制度の申し立てに必要な経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援し障害のある人の権利擁護を図ります。

(2) コミュニケーション支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣や、養成により、言葉による意思疎通を図ることに支障がある人と他の人とのコミュニケーションの円滑化を図ります。

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、自立生活を支援する用具等である日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センターの機能を充実強化します。

(6) その他の事業

① 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家庭の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

② 社会参加促進事業

○自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

【 サービス見込み量 】

単位：年あたり

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	1,500 件	1,650 件	1,815 件
自立支援協議会	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業	1 件	1 件	1 件
コミュニケーション支援事業			
手話通訳者派遣事業	20 件	30 件	40 件
日常生活用具給付等事業	120 件	132 件	145 件
移動支援事業			
個別支援型	280 時間	308 時間	339 時間
地域活動支援センター機能強化事業			
地域活動支援センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所
その他の事業			
日中一時支援事業	80 日	88 日	97 日
社会参加促進事業			
自動車運転免許取得・改造助成事業	2 件	3 件	3 件

【見込み量確保のための方策】

- 地域自立支援協議会において、各相談支援事業所や関係機関の一層の連携強化を図るとともに、地域資源の点検・改善等に努めます。
- 相談支援事業は「中部障害者地域生活支援センター（医療法人委託）」と琴浦町地域包括支援センター2ヶ所で、障害のある人の相談窓口として、三障害すべてに対応します。障害のある人が地域で安心して暮らせる質の高い相談体制を構築します。
- コミュニケーション支援事業は、NPO 法人ふくろうへ手話通訳者の派遣を委託し、実施体制を充実し、必要量を確保します。また、手話通訳者、要約筆記者の養成に努めます。
- 日常生活用具給付事業は、引き続き実施、今後も利用増を見込むとともに、障害のある人のニーズを把握しながら、品目や対象者の検討を行い、事業の充実に努めます。
- 移動支援事業は、県等と連携してヘルパーの養成に努めるとともに、多様な事業者の参入を促進し、必要なサービス量の確保に努めます。
- 地域活動支援センター機能強化事業は、町社会福祉協議会で実施します。利用者のニーズを把握しながら体制整備に努めます。
- その他の事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量を確保します。また、利用者のニーズを把握しながら体制整備に努めます。

4 計画の推進にあたって

(1) サービスを利用しやすい環境づくり

① 障害福祉サービスについての情報提供

保健・医療・福祉の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障害のある人が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手できるよう、個々の障害の状態に応じた効果的な情報提供に努めます。

② 支給決定における公正・公平性の確保

サービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化に努めます。

③ ケアマネジメント体制の確立

障害のある人が自立した社会生活を送ることができるよう、障害のある人の意向を尊重した一人ひとりの生活に必要なケアマネジメント体制の確立に努めます。

④ サービスの質の向上

利用者が適切なサービスを選択することができるよう、事業者によるサービス評価の実施や評価結果の情報提供に努めるなど、障害者地域自立支援協議会等を活用しながらサービスの質的評価を行うことができる環境づくりに努めます。

⑤ 低所得者への支援

障害者自立支援法においては、サービス利用料は原則として1割の応益負担を基本としており、利用料の負担増が見込まれます。しかし、低所得者に関してはサービス利用の抑制につながることをないよう、地域生活支援事業においても自立支援給付と同様に所得に応じた負担上限額を設定するなど、負担能力を適切に反映した仕組みづくりに努めます。

(2) 関係機関・団体との連携

① 町民や関係団体との連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、計画を推進します。

② 国・県との連携

国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

また、障害福祉に関する予算の確保について、機会を捉えて国や県へ引き続き要望していきます。